

「SDGsにおけるジェンダー平等とLGBTQ」



1.SDGsにおけるジェンダー平等

①定義：「セックス」生物としての性別（雄と雌）

「ジェンダー」社会的・文化的につくられる性別（役割の違いからくる性別）

②SDGs ゴール 5.ジェンダー平等を実現しよう：「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力を高め発揮できる力を持つこと）を図る」

*ターゲット：あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。人身売買搾取など、全ての女性及び女児に対する暴力排除。未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除などの撤廃。無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価。性と生殖に関する健康及び権利の確保。

*対策：女性に対し、経済的資源に対する同等の権利を与えるための改革。女性の能力強化促進。ジェンダー平等のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化。

③事例：「弱き者汝の名は女なり」シェークスピア「ハムレット」の中のセリフ。女性は男性に対して結局は弱い立場におかれるということ。父の死後すぐに、母親が父の弟と結婚したことに対しての言葉。

「メスとしての本能」と「生活能力を与えられなかった女性が生きるための唯一の選択肢」

④男女雇用機会均等法の功罪：求人で性別や年齢を明らかにすることが出来ない。無駄な応募。

⑤プライム上場企業の役員の30%以上を女性に：2030年数値目標。より能力のある男性への逆差別。能力で決めるのではなく性別で決める。LGBTQはどっち？彼ら、彼女らの扱いは？

1. LGBTQ

①定義：L（レズビアン）「女性に恋愛感情を抱き、性的に惹かれる女性のこと」

G（ゲイ）「男性に恋愛感情を抱き、性的に惹かれる男性のこと」

B（バイセクシュアル）「両性に対して恋愛感情を抱き、性的にも惹かれる人」

T（トランスジェンダー）「生まれ持った性と性自認が違う人」

Q（クエスチョニング／クィア）「自身の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていないセクシュアリティ（性の在り方）」

②法制化は必要か？：日本国憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地（もんち、家柄）により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

③諸外国の事例：ニューヨークは、公立学校にジェンダーレストイレを設置することが義務付けられている。ドイツではベルリンの市営プールで、女性が男性と同じようにトップレスで泳ぐことが認められた。スポーツでは元男性が女子のスポーツに出場して、賞を総なめ。同姓案は、イスラム教では厳密に禁じられている。キリスト教も罪であるとの立場。仏教は「性別に捉われない」という多様性の尊重があり、同性愛に対しても比較的寛容。

④日本の事例：労働安全衛生規則第17条、第628条事業所のトイレ「男性用と女性用に区別すること。」今回の法令と整合性が取れないという主張が出てくる？

*最近の事例：1.女子トイレに女装して入り、通報されて捕まったという記事 2. 女性同士のパートナーで、相手が他の女性と浮気して裁判になったという記事もありました。判決はどうなったのでしょうか？「浮気」の定義が分かりません。

⑤日本は遅れているのか？逆に進んでいるのでは？信長と蘭丸は？テレビ番組やCMには多くの「おかま」が出演して、自らを「おかま」と称して、大変人気があるように見えます。彼ら（彼女ら？）が使用するのどっちのトイレ？先日の最高裁の判決はどうなのか。

日本ではお風呂屋さん混浴が当たり前だったが、江戸後期から明治大正昭和にかけて法律や条例で禁止されていったとのこと。文明開化の時に外国人の評価を気にして推し進めたい。東京オリンピック前にコンビニからエロ本が無くなったのと同じ現象。

蛇足：「欧米式の挨拶」頬どうしをくっつけて、親愛の情を表す。私は髭のチクチクが苦手です。女性は

気にならないのでしょうか？ちなみに私の子供たちは私のチクチクを嫌がっていました。

まとめ：多様性は極めて重要なテーマです。ですので、私は男装した女性が男湯に入ることには反対しません。日本も女性がトップレスで泳ぐことが出来るよう、早く寛容な社会になってもらいたいと願っています。